

名古屋市の少年犯罪に関する研究

山田美香

はじめに

本研究は、少年犯罪予防に関する学校、家庭、地域の連携について関係機関の意見をまとめたものである。同時に、平成13年度から非行少年を取り巻く関連機関が連携して、非行防止に乗り出したその経緯とその後の状況についても述べる。

研究対象としては名古屋市とした。これは国内の中央主導による少年犯罪対策が名古屋市の取り組みにどのように影響しているのかを論じるためである。

法学者、犯罪学者、また処遇施設の専門技官、警察庁の研究機関による研究の動向は即効性、実効性に走る傾向がある。そして犯罪という特殊な領域における非行少年のプライバシーの問題、社会保障上の問題もあり、情報の公開量が少なかったため、専門外の者には不透明であった。現在でも法務省、文部科学省などが積極的に報告書をホームページなどで公開しているが、警察、処遇施設の職員しか知りえない情報も多く、教育学から少年犯罪を研究する者は周辺・二次資料による分析を繰り返してきた。そのためこれまでの教育学者の知見は、家庭教育の重要性、学校教育による非行少年の支援を言いながらも、少年犯罪の現場を知る人に影響力を持たなかった。

教育学と少年犯罪は、少年に必要な教育とは何か、どのように教育を継続するための支援が必要かを考える上で切っても切れない関係である。しかし学校の犯罪予防教育（道徳教育、法教育、スポーツ）は層が薄く、とくに犯罪予防教室というレベルで年に1、2回の開催はありえても、常時そのような教育を継続することはほとんどない。東京弁護士会、筑波大学の江口勇治教授、「法教育ネットワーク」を中心とした中学・高校における法教育への取り組みはここ数年で勢いを増し、その研究成果は綿密にまとめられ、インターネットで公開されている。しかしアメリカの法教育の理念、方法論を模倣していることが多く、まだまだ日本の学校にはなじめない部分も多い。以上のことから、名古屋の少年犯罪について犯罪予防教育の視点で論じたい。

これまで名古屋周辺では、愛知少年院、名古屋少年鑑別所、名古屋市少年センター、愛知県警、名古屋市教育委員会事務局生涯学習部青少年室、愛知県庁社会活動推進課、弁護士事務所、区役所（保護司）、保護観察所、名古屋家庭裁判所で、少年犯罪の要因、犯罪予防のあり方について調査した。

1 少年犯罪の現状

少年非行防止法制に関する研究会の報告書（平成16年12月「少年非行防止法制の在り方について

て(提言)」によると、平成15年警察が検挙した刑法犯少年は14万4,404人、凶悪犯は2,212人、このうち強盗は1,771人である¹⁾。これは、平成14年度、全国中学・高校約16,600校、教員約51万人、生活指導担当16,400人、中学・高校生約800万人がいて、不良行為少年約110万人、犯罪少年14.8万人、少年審判4万人、保護観察19,000人、少年院入所約5,000人がいたという計算になる²⁾。

平成16年上半年期の警察庁のデータによれば、少年非行は「刑法犯少年の検挙人員はほぼ前年並みであったが、凶悪犯、粗暴反は減少した。上半期の検挙人員は62,358人、人口比7.8となり成人の約6.5倍であった。成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は33.8%で、前年同期を3.4ポイント下回った」というものであった³⁾。警察庁の努力は、例えば「平成7年少年の占める割合41.3%、平成10年48.2%、平成16年33.8%」というように目に見える形で減少している⁴⁾。しかし平成16年、名古屋市内の少年非行は昨年比で増えている。

名古屋市内における少年非行の概況(平成16年9月) 愛知県警生活安全部少年課 単位:名

	刑法犯少年	特別法犯少年	ぐ犯少年	不良行為少年
平成16年	1,893	78	13	12,977
平成15年	1,793	55	7	11,212
増減(%)	100(5.6)	23(41.8)	6(85.7)	1,765(15.7)

昨今の少年犯罪の類型については、村松励が次のよう述べている⁵⁾。村松によれば、①集団による事件の増加、②いきなり型非行の増加、③覚せい剤事犯の増加、④共感性に乏しい少年の増加、⑤傷害致死の増加である。さらに、「非行を犯す少年たちには独特の対人認知がある。心の中には押さえ込まれた親などへの恐怖心や憎悪があり、これ等の少年に対する援助が必要とされている」とその対策を述べている。つまり、非行は生育歴と関係が深いという理解に基づく少年犯罪論である。大勢が同様の指摘をしてきたことだが、実際に非行少年と関わるとその対人認知の幼さが目立つということであろう。

2005年7月に名古屋少年鑑別所を訪問した際の質問では次のような回答を得た⁶⁾。人間そのものは変わらないが非行は変化したという。家庭・社会の経済状態、関係性が希薄で非社会的な少年が多いという。平成12年名古屋鑑別所ではのべ1,000名収容し、平成15年には1,425名(女子186名)収容した。この地域の少年鑑別所に収容される少年は増加しているといえる。少年の心性は、人間関係を知らず、汗水たらす経験がなく、集団非行になると卑劣(人の命をもてあそぶ)になるという。本来人間が獲得しないとけない部分が欠落し、親子関係のかかわりの希薄を感じるという。愛知県は製造業が盛んであるが、下請工場などで働く少年はしがらみから抜け出せず、一部は暴力団に取り込まれ刑務所へ送致される人生となる者も多い。

名古屋市の少年犯罪に関する研究

愛知少年院は、初等（14-16歳）、中等（16-20歳）11ヶ月、特別（16-23歳）12ヶ月、医療少年院のうち中等、特別少年院で北陸東海5つの少年院のなかで非行性が高い施設である。この少年院に収容される少年と毎日関わる法務教官は次のように少年の特徴を説明する⁷⁾。

粗暴犯は性格的に自分勝手だが、両親が離婚したり欠損家庭が多い。家庭内の葛藤を引きずり、僻みっぽく、権威に対して反発し、父母に対する不満から非行に走る。一時的に感情を発散し、自分自身の問題に目を向けられない能天気な部分もある。明るくて活動的（偽装安定型）だが心に秘めている場合もあるという。

これ以外に、在日外国人の子供の非行問題も、最近、矯正施設の専門技官などが専門誌にその状況を発表するようになってきている。脇本雄一郎によれば、「地理的な偏在、引越しに次ぐ引越し、コロニー的なアパート群、共犯事案、自動車盗、自動車部品盗が多い。家族の分断、財物非行の背景、アイデンティティの不安定さ、不安定さのもたらすもの」を背負う日系人の子どもの犯罪を論じている⁸⁾。

日本の地方自治体も教育、社会保障など「対子ども向け」の在日外国人対策については何らかの関心を持つが、成人向けの対策は進んでいない。そのためこどもの保護者に対する支援が皆無に等しい状況で、子どもの教育環境も相対的に悪くなる。保護者の失業によって子どもも住み慣れた場所を離れることを余儀なくされるなど不安定要因が強い。これは決して日系人の子どもの問題だけではなく、そのほか低所得の外国人層にもよく見られる傾向がある。

そこで次に、どのような若い世代のための支援ネットワークが作られているのかを論じることにする。

2 名古屋市の少年犯罪

日本で東京、大阪に次ぐ都市である名古屋市は、周辺部から同世代の者が多く集まる場所で、同じ時間を生きる感覚を求める者が多く集まっている。繁華街は少年でも安価に利用できる場所が確保でき、10代の少年同士で集まってもそれに関心を持つ人もなく、全く人目も気にすることが必要ない世界である。

名古屋市の非行少年は40万で、人口比として少ない方だという。夜型の少年たちがチーマ、ギャング、暴走族を組織し、活動している。街頭犯罪のうち逮捕される者の6割は少年で、刑法犯検挙人員の4割は少年というだけあり、県警としても非行防止はその後の成人犯罪減少にもつながる重要な課題である。現在愛知県警には少年係が300名おり、再非行防止を念頭においている。

名古屋市の少年犯罪の検挙率は高い方である。それは、愛知県警の担当者の数が相対的に多いのか、それとも県警の考えによるものなのかは分からない。

これまで少年犯罪に関して補導、逮捕、告発など警察機関としての処遇を終えれば、他機関に身柄を渡し、少年と関係を持つことはなかった。ところが最近では、警察が、学校、ボランティア、

地域と非行少年を見守ろうという雰囲気が変わってきた。「悪い子ばかりで集まる」傾向にある少年たちに「普通の世界」を知らせるため、「一般の方と接」し、「見守られる気持ち」を持つようにしむけるというものである。

警察と学校との連携は進みつつあるとはいえ、警察が関与した非行少年が在學生である場合に、学校と連絡を取っているにすぎない。学校警察連絡協議会があり、警察は教育委員会・学校とやり取りすることは日常茶飯事であるが、所轄係長、生徒指導担当者、校長のスタンスによって対応も違う。

「文部科学省・県教育委員会は、いじめ、不登校問題、引きこもり対策」をしつつあるが、不登校のうち非行性のある子どもについては「中学校には来て欲しくない、校門で帰よう指導」する場合もある⁹⁾。この点は元中学校校長も、新聞沙汰になる事件を起こした生徒について「まじめな子だった」と学校側がコメントを発表するのは、その少年が復学した場合の報復、学校の治安混乱を恐れてのことだという¹⁰⁾。

警察では性善説、つまり環境が悪いという視点から少年に関わるという。少年も「外の顔より1:1の方が子どもらしい、素直、寂しい子だという」。子どもの居場所がないのが問題なので、警察では居場所づくりを率先して行う努力をしているという。学校教育への要求としては、教師がきちんと非行少年に関わっていないという指摘と、15-18歳の段階で生きがい教育をすべきだというものである。ある警官からすると法教育は、罪種によって彼らに法の抜け道を教えることになるから意味がないという。しかし薬物防止教育は必要で、総合的に判断すべきだという。また、東海市の和太鼓教室では、その地域では有名な非行少年が立ち直るという話もあった。警官も勤務後、教室に参加したり、ボランティアで非行少年に関わる者がいる¹¹⁾。しかし職務上知りえた情報を公開することはできないので、警官が個人情報保護しながら誰と一緒に非行少年を見守っていくのかは大きな課題である。

大学在学中の学生にも軽微な犯罪を犯した少年への話し相手や遊び相手になって欲しいとの要請はあったが、深夜徘徊する少年や暴走族に入っている少年への支援は危険が伴うので期待できないという。その住み分けが警察官であれば経験から分かるのであろうが、一般の市民や学生にはその違いが感覚的に分からない点が多く、不安を抱く場合が多い。

ところで愛知県警治安回復アクションプラン～安全・安心・愛知AAA（トリプルAプラン）～平成15年12月によると、非行少年対策の推進では、次のような施策を行っている¹²⁾。

- ・暴走行為に対する取締りの強化、非行集団の解体補導
- ・非行少年等に対する継続的な補導活動の推進（少年サポートセンター）、少年に対する社会奉仕活動等への参加支援と居場所づくりの推進
- ・学校への情報発信活動の強化（少年の立ち直り支援と再非行防止を図るため、非行少年の学校連絡を制度化）、非行多発中学校区を非行防止モデル地区に指定し、学校はもとよりPTAや

名古屋市の少年犯罪に関する研究

地域住民も巻き込んだ非行防止パトロールや立ち直り支援活動等、地域における非行防止活動を積極的に推進する、暴走族加入防止教室等の実施

学校以外には、治安関係機関（家庭裁判所、保護観察所）との連携、連絡会議の開催等をしている¹³⁾。

このように愛知県警の取り組みも関係機関の担当者からすれば開放的なものになりつつある。しかし警察の役割は法に定められたものに限られ、その権力によった強権的な少年への指導や少年との関わりにはプラスとマイナスの影響を持つ可能性がある。

池田泰昭によると、「少年の非行防止について警察に望むこと」は、「厳しい検挙・補導」、「被害にあった場合や困ったことに対する相談活動の充実」、「非行防止教室や薬物乱用防止教室など、少年犯罪の実態を知らせ、何か事が起きる前に防止する活動」が上位を占めている¹⁴⁾。さらに非行少年群の4人に1人、一般少年群の3人に1人が相談活動の充実を求めている。

実際、平成14年愛知県少年問題調査研究結果報告書によれば、一般少年群と非行少年群との比較調査をしているが、その際、一般少年群のほうが警官に対して親しみを覚えているにもかかわらず、非行少年群は警察官にシビアな意見を持つものが多いなど、考えるべき点が多い。

これに関しては、遊間千秋が次のように述べている¹⁵⁾。

警察は、地域に密着した警察活動を通じて地域の事情に精通しており、溜まり場や地域の不良集団の情報などを持っている。そのため非行問題の相談が持ち込まれた場合、適切な状況把握が可能であり、特に危険度のアセスメントに力を発揮できる。機動力を発揮できる。複数の人を動員して事に当たらなければならない場合、また、急を要するような切迫した状況の場合など、他の相談機関にはできないようなすばやく効果的な対応が可能である。状況に応じて、送致、通告という司法的な措置をとることができることもあげられる。

平成14年愛知県少年問題調査研究結果報告書で、少年犯罪を防ぐには何が効果的かという質問に対しては、一般少年群は、「少年などが相談できるところをもっと広めるべき、悪いことをしたら14歳以下でも名前を公開して捕まえるべき。社会全体の犯罪意識を高め、社会の最小単位から再教育していく、大人が正しい見本を見せる、犯罪をした人たちは相手の気持ちを考えることが大切」というが、非行少年群は「趣味を見つける、警察の人は何か言うときにはもっと分かりやすく言って納得させてほしい、小・中の先生の教育、マスコミとかも騒ぎすぎないようにする、一人一人の人間性を大切にする、親がしっかりする」など、大人社会が責任を持って少年を育てる雰囲気を作る必要を言っている¹⁶⁾。一般少年群が非行少年の非を認めているのに対して、非行少年群はどうして自分が非行に走らざるを得なかったかをいったん理解すると、社会の不条理がまざまざと見えてくるといえよう。

3 相談機関

青少年のための相談機関は、公的なものから民間、NPO、ボランティアによるものなど様々である。ここでは主に名古屋市内の公的な相談機関について説明したい。

愛知県青少年推進本部（愛知県・愛知県教育委員会・愛知県警察本部）・愛知県青少年育成県民会議では、電話、電子メールによる受付を行っている。また名古屋市少年センターも、メールによる相談業務を行っている。

『名古屋市少年センター要覧2004』によれば、平成15年より少年補導委員制度を廃止し、地域住民の協力を得て、各区、地域での少年補導を強化するため、少年指導地域協力員制度を設けたという。市内16区の各区2-3ヶ所を対象区域に活動を展開している。また名古屋市少年センター補導活動等連絡会議も行っている。センターの隣接に愛知県警が入っていることもあり、市の施設でもあるが、警察がすぐに対応できる状況になっている。他の市の相談機関に比べて非行性の強い者を対象にした組織である。ただし相談業務は非行問題に限らず、友達とのけんかなども含めてさまざまなものがあるという。

相談業務であるが、平成15年度の電話・面接相談507件で、内容は人間関係、教育、性格精神衛生、問題行為、職業そのほかで、相談者は小学生12.2%、中学生34.1%、高校生37.7%、その他16.0%であった。中高生の割合が圧倒的に多い。平成12年度に高校に市教育センターのカードを配布し宣伝したことで相談件数は多いという。

時には、少年センター、指導員、名古屋市教育委員会委嘱の少年指導地域協力員、名古屋市内公私立高校、専修・専門学校を担当教師との合同補導も行う。この補導は平成15年だけでも延べ人数5,788人で1,770回実施したという。補導した少年は9,646人で、男子が41.7%、女子58.3%であった。高校生が全体の70%、補導理由は盛り場徘徊が80%であった。

このうち、平成16年10月23日にインタビューした相談員によれば次のような平成15年度中の街頭補導事例があった¹⁷⁾。

・悩みを抱きながら学校生活を過ごす怠学女子高校生の補導

怠学したわけを話し渋り、何か悩みを抱く素振りを示したので、その場で説得し、2人を近くの名古屋市少年センターに連れて行き、N子を同センターの相談部に案内した。

相談者は中学高校の女子本人が多い。人間関係のトラブル、男女関係、女の子同士のいさかいが中心である。このほか家庭・親子の問題、自分の勉強・性格・進路の問題。リストカットする子もいる。

補導の仕方もマニュアルがあり、筆者が補導活動に同行した際には、指導員は温和な感じで、本来学校に行っているはずの時間帯の中高生に話をしていった。補導活動は名古屋市内の各地で行われ、それに関する学習会、会議も多い。補導という言葉よりは声かけというに値するものであり、対象となった中学・高校生は明るく自分の状況を説明している場合が多い。

名古屋市の少年犯罪に関する研究

このほか、元中学校校長の相談員によると、名古屋市内の中学校で警察に補導される者は200名生徒がいれば2%、つまり学年で3-4名くらいだという。店が万引きなどで捕まえても、親と連絡ができないため、学校に連絡あるいは警察に連絡がいくという。この場合、学校の責任が問われるのかという質問に対しては、いじめ・暴力が校内で起きれば管理責任を問われ非難されるが、校外で中学生が罪を犯した場合は学校の責任は問われないという。

今後の展望を考えるに、県警、元警官の指導員による活動は、学校関係者とは一味違ったきびきびした活動である。また、高校教員も独自に補導活動をしている状況に遭遇した。地方都市と違い、このような活動の必要が都市部にはある。それを監視社会とみるのか、また必要な職務の範囲で少年に声かけをしていると見るのか、また少年の将来を守るため、大人世代が心を砕いていると見るのかは考える余地がある。

4 行政・市会議員

文部科学省「児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について」報告書（平成15年9月19日）では、関連機関との開かれた連携では、「関係機関との連携では、窓口担当者の熱意や個人的な人間関係に頼っている学校がある」として、その限界が示されている。関係者以外の者はその連携の親密度がどれほどなのかは計ることはできない。同時にプライバシーを尊重する分野の職務には関連機関も連携を職務の最小レベルに落とすことは容易に考えられる。

そこで報告書では、教育委員会として今後必要と考える取組として、学校における管理・指導体制のあり方、危機管理マニュアルの作成及び活用状況の確認、深刻な問題行動の発生時における対応のあり方や緊急時に備えた校内体制の見直しについての指導、他校種との連絡会の開催促進等による児童生徒に関する適切な情報の引継ぎの促進が提案されている。

これは、これまで学校の窓口だけに負わせていた連携上の責任・事務を教育委員会が率先して責任を負うことを意味する。学校側は、他の学校の様子が分かり、同時に、いざというときの対応もマニュアルに添った形で行い、最低限の連携も果たせない状況を免れることはできる。

家庭・地域・関係機関との連携のあり方としては、「関係機関の役割等について保護者や地域住民に分かりやすく提示するための取組の推進」を挙げている。保護者は学校を介した教育委員会からの連絡に対して、わが子の教育に役立つことであれば決して消極的な反応をしない。また回覧板などを利用して学区内の住民、保護者に知らせる必要がある。それは子どもを救うことになるし、同時に、互いに子育てを共有することで雰囲気の良い地域が構築できる。

「学校と関係機関との行動連携に関する研究会（平成15年—16年）」は、支援システムについて、地域の人材を活用した取り組み例として深夜徘徊を防ぐ取り組みを挙げている。

「非行を繰り返す生徒への対応について地域の自治会長に協力を依頼し、地域をあげて非行防止に取り組むことが重要との考えから、地域で夜間巡回を行なう等、非行のきっかけとなる深夜

徘徊を防ぐ取り組みを継続した」。

しかしこのような先進的な取り組みが可能な人材を要した地域はいいが、自治会長の選抜システムが「順番制」「年齢順」「他薦」である場合、ここまで協力できる自治会長がいるかどうかは分からない。また地域によっては高齢化が進み、深夜徘徊をする若い世代との世代格差が開きすぎている場合もある。

また、このような連携については、「児童の健全育成という行政目的を達成する観点から、関係機関等が必要な範囲で情報交換を行い、相互の認識の共通化を図ることについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や個人情報の保護に関する法律等により、目的外提供の原則禁止の例外として認められると解される」という根拠法の解釈に基づき、情報が公開されることを望むべきである¹⁸⁾。

さて、愛知県では、県民生活部社会活動推進課が青少年問題に対応している。平成13年度「愛知の青少年育成計画21」に基づき、柔軟な対応をしている（2005年2月4日愛知県庁社会活動推進部へのインタビュー）。平成13年県民生活部（青少年、交通安全、男女共同参画、NPO）を編成したことで、県民生活部が、非行予防（安心・安全街づくり、7月・8月「青少年の非行問題に取り組む県民運動」強調期間、7月「暴走族追放強調月間」）のため機能している。県、教育委員会、県警、名古屋市、青少年団体が一体となって非行防止パトロールを行う「愛知青少年サポートパトロール隊（あいち声かけ隊）」が実施されているが、その実、各機関、地域によって非行問題の取り組みに温度差がある。

特筆すべきは、愛知県青少年保護育成条例が改正され、平成17年7月1日より施行されたことである。県青少年保護育成条例は1961年に制定されたが、抜本的な改正を行った。たとえば深夜営業の時間内にカラオケに青少年を入場させた事業者は30万円以下の罰金を課すなどした。愛知県カラオケボックス協会などの協力もある。夜型社会で、当人とその家族でできることには限界があるので、行政が企業の責任に関して根拠規定を作った。

それでは名古屋市の取り組みはどうであろうか。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部青少年室では、市民経済局、健康福祉局、様々な関連部局と広範囲の連携を取り、青少年政策を実施している。青少年支援室の基本的な施策は青少年に関する地域・家庭支援にある。適切にチームを組んで所管部局が全庁レベルで連携するという。

市の組織としては次世代育成対策推進会議（＝子育て支援青少年育成会議。市長中心）、市長附属の青少年問題審議会（問題の協議、各局が事業を政策化）で青少年政策の今後が話し合われる。審議会で意見が出されると、教育委員会で予算を審議し予算化、その後教育委員会が市民・区民会議啓発キャンペーン説明会・研修会を行い、事業を推進する。ただし、青少年室の本来的な目的は少年犯罪の防止や非行少年の社会復帰支援ではないため、市役所には当然少年犯罪事件の情報が入ってこない。立ち直り支援はデリケートな問題であり、個人のプライバシーに関わる

名古屋市の少年犯罪に関する研究

問題である。市の関与は法的にはプライバシー侵害に当たらないというが、実際地域の人が知ったら非行少年への風当たりが強くなることもある（2005年2月4日名古屋市教育委員会生涯学習部青少年室へのインタビュー）。

ただしその一方で、通り魔事件で市民の意識が高まっている。そうかといって意識の高まりがすなわち防犯活動をするなど積極的な行動を行うことにはつながらず、行事イベントに呼びかけて出てくる家庭は少数派である。非行の問題も含めて、市民への意識改革をするのは、行政の役割であろう。地域の防犯対策の実態は、地域で警察と連携をとりながら行なわれている。警察が犯罪情報を提供し、町内で自主的にパトロールをするなど地域運動をしたり、青い回転灯の車で町内を回ったり、少年補導委員、子ども110番の家の存在がある。

名古屋市全域で広報啓発活動を行い、区（16行政区）における青少年育成区民会議一街づくり協議会を組織化している。また小学校区レベルでも学区連絡協議会、学区青少年育成協議会、子ども会、PTAなどの組織がある。

「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を制定し、フォーラムを実施したり、名古屋市青少年育成市民会議（市民運動組織、会長一市民）、冬の青少年を守る運動、子どもはつらつ基金助成事業、インターネット親学関連講座開設などの事業を行っている。

学校における犯罪予防教育としては、生徒指導、カウンセリングを行っている。具体的には、学校行事、道徳教育、体験学習、ふれあいフレンド事業、保健体育（薬物、タバコ、お酒）、生徒指導（学年集会、朝礼、学級活動）、防犯教室（不審者から身を守る）を通して行っている。法教育については、コンピュータ教育のなかで出会い系サイトの問題、社会科で悪徳商法の話などをしている。

ここから、親の教育力が非行等問題行動に大きな影響を及ぼしていることが分かる。しかし、親の地域での行事参加などは、仕事の都合や親自身の地域との関係など様々な要因で左右される。そこで、親だけでなく、地域ぐるみで子どもを守り育てる地域の世話やき活動が少しずつだが成果を出し始めている。地域の子どものために積極的に声かけをする、挨拶や会話をし、子どもの豊かな心や独立心を育む、子どもたちを事故や犯罪から守る、「家庭の日」の啓発に努めるなどの活動である。このような活動は補導や取調べとは違い、身の危険を感じたら無理をしない、自分ひとりですべてを処理しないをスローガンに緩やかに行なわれている。

名古屋市青少年問題協議会は、平成16年度青少年保護育成運動推進要綱に基づき、家庭教育の振興と子育て支援施策の充実を図った。健全な家庭作り子育て支援施策の充実、児童虐待の防止、触れあいと夢のある学校づくりの推進—豊かな心を育む教育の推進（30人学級、心の居場所、総合的な学習、スクールカウンセラー）、地域と連携した学校づくりの推進（部活動、防犯教室）、地域における青少年の交流と体験活動の充実—地域における子どもの多様な交流・体験活動やスポーツの機会の充実、青少年の社会参加活動の促進と自主活動の支援である。

青少年問題協議会では、非行等問題行動の防止等と有害環境の浄化—青少年の薬物乱用、性非行、いじめ、暴走行為、暴力行為などの非行等問題行動は社会全体の抱える問題の反映であることを認識している。非行等問題行動防止活動としては、「世話やき活動」「走る子ども110番」「相談窓口の周知、適切な指導・助言」「学校、関係機関・団体が連携して補導活動」「啓発活動、防止活動」「暴走をしない、させない、見に行かない運動」「携帯電話、インターネット等に関わる被害から青少年を保護するため関係機関などと協力」「なごやこどもサポート連絡会議」、有害環境の浄化活動の推進—地域のパトロール、業界の自主規制、県青少年保護育成条例、関係法令の周知、運動の展開—「たくましく 伸びよう 伸ばそう 青少年」青少年育成市民会議・区民会議、学区青少年育成協議会、地区青少年育成推進会議、青少年育成国民運動・県民運動・社会を明るくする運動との連携をしている。

このように名古屋市が主体となったり、他の機関と連携して青少年問題に取り組んでいるが、取り組みの成果は警察のように検挙率、再犯防止率など直接数字に出てくるものばかりではないため、市行政の進め方と説明責任、市民への協力を得る努力などをどのように展開すべきなのかは問題が多い。

そこで、市議会の少子化・青少年対策特別委員会の委員長、副委員長の議員に名古屋市の少年犯罪防止に関して話をうかがった（前田議員からは電話でお話を聞いている）。

委員長 三輪芳裕議員 平成17年2月21日13時

三輪議員は、最近の青少年に対して「遊ぶ内容も変わってきた。テレビゲーム、ファミコン、自分で作り出すことがなくなった。かわいそう。私は自然の中で、もっと、友達と、隣近所、同年代を超えてみんなで遊んだ」という感想を持っていた。さらに少年犯罪については、「自然と動物と接したり、芸術に接したりしていない、兄弟が少ない」として、自然とのふれあいや人間関係の希薄さが原因ではないかと論じた。その点、名古屋市教育委員会のトワイライトスクール事業や学童保育などは学年を超えた交流がある点が評価できるという。

また親の愛や人間同士の信頼関係が必要で、地域、隣近所が他人の子どものために怒る必要もあるという。その人間関係を行政が代わって形だけ提供しても仕方がないという。

今後の非行防止政策としては、「おぎゃーと生まれた時はみな同じ。育っていく中で違っていく。大人のせいで生き様が変わっていく。社会のいろいろな人々を呼んで、経験、授業の中でのちの大切さを教える」ことをしていくべきだと述べた。

副委員長・前田ゆういち議員 平成17年2月3日9:30 電話

渡辺議員は、三輪議員とは異なり、親の教育力向上を提唱した。むろん、家庭、学校、地域の連携で子育てをする必要を「子どもはダイヤモンドの原石。社会全体でバックアップすべき」と述べている。ただし重要なのは、「親が子どもを3歳までは大事に育てる。家族の絆が原点である。親学のススメとは親子の健全育成という両方の視点である。親の責任は3度の食事を与え、

抱きしめることにある」などと、親の教育の重要性を何度も指摘した。

しかし一方で社会が多様化し、親だけに子育てを任せることはできない。そのため行政のリーダーシップで青少年キャンペーン、親学を推進しているという。行政が少子高齢化社会の不安負担を解消するしかない。

今後の政策としては、小学校4年から部活でスポーツをするなど、外部指導員の導入で忍耐力、連帯感を小中学生にはぐくむべきだと述べた。また週1回の道徳、総合学習の時間では、公德心、生命、チームワークを教えるべきだという。このほか地域の人がオープンに子どもたちを受け入れ、非行少年についてはレッテルを貼らずに、エネルギーあふれる彼らの受け皿として祭り、スポーツ活動などを実施すべきだと論じた。

5 学校・家庭・地域の連携

青少年の体験活動の推進方策について全国都道府県教育長協議会では、奉仕活動の事業を実施するにあたっての問題点と課題を挙げている¹⁹⁾。そのなかで都道府県・市町村レベルでは、スタッフ（コーディネーター）不足、行政官の連携体制の未整備、地域体制の未整備、予算不足、職員不足があるという。そのため、町内会などの活動以外に、どのように地域での活動を整備していくのかは行政の側にも制約がある。また同時に既製の団体、組織による活動も衰退しつつある中、新しい取り組みをNPO団体を中心に提唱されている。学校における奉仕活動のあり方をめぐってはその是非が問われているなか、どこまで活動に取り込むのかは問題も多い。

朝倉一隆は広島県教育委員会機構改革を紹介している。これは教育委員会と各学校との連携について紹介したものである²⁰⁾。県教育委員会には、「豊かな心」を育むために総合的に取り組む道徳教育係、生徒指導係、人権教育係からなる指導第三課があり、平成13年3月、県立高校、公立中学校の全教員に「生徒指導のてびき」として、生徒指導ハンドブック、問題行動に関する防止学習プログラム、生徒指導に関する危機管理マニュアルを提供したという。また平成13年度生徒指導主事の研修強化、生徒指導重点校を指定し、教員加配、指導主事の重点的学校訪問指導をしたという。中学校の暴力行為、高等学校の中途退学などの問題に対して、①生徒指導体制の確立、②学習の基礎基本の充実、③開かれた学校づくりを目指しているという。

一方、警察の取り組みも多様化している。警察庁は少年サポートセンターを設立し、「少年問題に関する警察の専門職員である少年補導職員が中心となって、関係機関やボランティア団体等と連携して、街頭補導活動、継続補導、少年相談、情報発信と広報啓発活動、被害少年支援活動、立直り支援活動等の幅広い活動」をしている。また学校等の関係機関・ボランティアと連携した非行防止活動も次のように推進しつつある²¹⁾。

- ・少年サポートチーム（教育委員会、警察本部、知事部局・政令市、保護観察所、関係団体等、学校、警察署、児童相談所、保護司）

- ・学校警察連絡制度。警察と学校との間で協定を結ぶ
- ・スクールサポーター。教員OB、警察OB等を学校からの要請に応じて一定期間は県市、学校内での巡回活動や相談活動等に従事
- ・少年警察ボランティア活動。少年補導員、少年警察協助手、少年指導員等のボランティアとの連携の下、街頭補導活動、環境浄化活動
- ・全国少年補導員協会の活動

龍島英広は、連携時の問題について次の点を述べている²²⁾。

①互いに相手の業務内容についてよく理解しておらず、お互いに「あそこができるはずなのに」などと考えてしまう「相互不信」、②各行政機関が「うちの権限では対応できない」として、対応を回避する、いわゆる「たらい回し」、③情報を全く提供しない「情報の囲い込み」である。そこでチーム活動をする上での方針として、④個別、具体的なケース毎に編成する、⑤各機関の独立性を尊重する、⑥各機関がサポートチームにおいて行うのは、その機関の本来業務、⑦相互の業務について理解不足があることを前提にし相互理解を深める必要性を述べている。

「実際にチームに参加するのは、現場の実務担当者の「チーム員」だが、各機関に連絡担当の「チーム担当者」を置いてもらい、名簿を作成する」などの雑務をする者の存在の必要も挙げている。

それでは全国レベルでどのような取り組み、研究が進んでいるのだろうか。

平成16年「少年非行防止法制の在り方について（提言）」では、地域少年非行防止協議会、少年サポートチーム（学校、警察、児童相談所・・・）を結成するための市町村単位の枠組みである「少年サポートネットワーク」を常置の「地域少年非行防止協議会」として制度化し、円滑な情報交換と交換された情報の管理に必要な規定をおくべきとの提言がなされた²³⁾。

ではどこまで各機関の連携は進んでいるのだろうか。

平成15年内閣府政策統括官（総合企画調整）「青少年相談機関の連携に関する調査報告書」では、「公的相談機関はかなり連絡会議等の連携システムを持っていると答えている。それに対して、大学・大学院と民間相談機関には連絡会議の場やシステムが乏しいことが分かる」との結論を出した²⁴⁾。

たとえば、児童相談所の連携先としては（児童福祉施設・警察82.0%、学校80.0%、家庭裁判所78.0%）、警察本部の連携先は（児童相談所95.5%、精神保健福祉センター70.5%、教育センター・研究所68.2%）、少年鑑別所の連携先は（警察、家庭裁判所63.6%、学校54.5%、児童相談所52.3%）、教育研究所の連携先は（児童相談所69.6%、精神保健福祉センター60.7%、警察・教育センター・研究所51.8%）、少年補導センターの連携先は（警察78.0%、児童相談所65.9%、学校56.1%）、精神保健福祉センターの連携先は（保健所63.3%、児童相談所61.2%、警察51.0%）、家庭児童相談室の連携先は（児童相談所77.1%、福祉事務所54.3%、保健所

名古屋市の少年犯罪に関する研究

45.7%)、民間相談機関の連携先は（学校21.5%、医療機関20.7%、民間相談機関12.4%）、大学・大学院の連携先は（医療機関15.7%、児童福祉施設11.8%）である。つまり同一管轄下の機関や連携が職務上・手続き上必要な機関との連携が多い。

報告書でも「系列が違う組織とは連絡はあまり密にはなっていないようである」「連携している相談機関の偏りも目立つ。特に大学・大学院が公的な相談機関とのパイプをほとんど持っていないということは、これらの相談機関の社会的に果たす役割を考えていく上で、現状においてはほとんど期待出来ないということになるのかもしれない」と述べられている²⁵⁾。

この点について松宮満は、「家庭・学校・地域の「教育力の衰退」が非行の原因だというけれど」「連携・ネットワークが必要というけれど」「いずれも戦後60年間となえ続けられてきたこと」と書き、「いつもその場しのぎ一知識の蓄積（継承）が困難」が問題解決に至らない理由だと述べている²⁶⁾。

6 保護司

更生保護法人日本更生保護協会によると、更生保護は、①伝える「社明」（地域住民一人ひとりに犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について知ってもらうこと、関心をもってもらうこと、理解を深めてもらうことが大切）、②場づくり（地域社会の中で子どもも大人も率直に話し合い、真剣に考える場、出会いの場、ふれあいの場）、③手をつなぐ（更生保護関係者だけでなく、地域の中の個人・家庭・学校・地方公共団体・教育関係者・福祉関係者）—地域社会・住民を取り巻くネットワークづくりを目標に活動に取り組んできたという²⁷⁾。

平成14年度から保護司と中学校との連携による非行防止活動が推進されている。その社会的背景としては、更生保護のニーズ（中学生保護観察対象者の急増、非行の低年齢化・凶悪化、学校と連携した非行の前兆段階での働きかけ、保護観察処遇の基盤整備活動の必要性が増大）、学校のニーズ（非行、いじめ、不登校等生徒の問題行動の深刻化、学校完全週5日制の実施、地域の関係機関・団体と連携した問題行動への対処の必要性が増大）があるという²⁸⁾。そのため、保護司と学校との連携による非行防止活動（非行防止教室の開催、サポートチームへの参加協力等、地域パトロール、声かけ運動の実施、フォーラム・講演会・研究会等の開催）が行なわれている。

同様の保護司と学校との連携については、「ともに手をとって—学校と保護司との連携ブックレット—」（法務省保護局・社団法人全国保護司連盟、平成15年）にも次のように紹介されている。

- ・平成13年文部科学省「心と行動のネットワーク—心のサインを見逃すな、『情報連携』から『行動連携』へ—」
- ・平成13年公立小中学校の出席停止制度の改善に関する学校教育法改正
- ・平成13年5月保護司と学校の連携強化のための推進要綱

- ・平成14年法務省「中学生サポート・アクションプラン」
- ・平成14年文部科学省「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」
- ・平成15年文部科学省「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」。学校、家庭、関係機関が連携した地域ぐるみのサポートネットワーク

10代の少年による凶悪犯罪の続発を受け、文部科学省では「情報連携」から「行動連携」へと政策の重点が移行した。

また法務省は文部科学省が実施する事業への参加・協力として、生徒指導総合連携推進事業への協力、総合的な学習の時間への参加、保護観察所や更生保護施設における教職員の「社会貢献活動体験研修」の受け入れをすることになった。同時に、法務省からの働きかけとしては、「小中学校副読教材およびビデオ、学校との連携ブックレットを作成し、全国の公立中学校等へ配布、保護司や更生保護婦人会員は保護者に対する「父親教室」「母親教室」の実施、子どもの問題行動に関する相談業務、子どもの居場所づくりの一環としての「土曜塾」の開催、不登校児童・生徒を対象としたレクリエーションの実施、非行防止教室・薬物乱用教室を開催」がある²⁹⁾。

以上のような法務省・文部科学省の施策については、水島佳奈恵は昭和50年代後半から続く保護司組織と学校との連携として、保護司と学校との関係はここ最近始まったものではないことを紹介している³⁰⁾。その上で、「平成11年4月1日改正保護司法第8条の2の新設で、保護司会が自主的、自発的に策定した犯罪予防活動等を含む実施計画については、保護観察所長の承認を得られれば保護司の職務として行えることが明確化された」と法改正が大きく保護司の職務を広げたと説明している³¹⁾。さらに平成14年4月10日法務省令第32号、保護司実費弁償金支給規則の一部改正で、新たに中学生を対象として犯罪予防活動を行う「中学生サポート・アクションプラン」の実施経費として活動経費が予算化されたことも大きく、保護司の活動に弾みをつけた³²⁾。文部科学省が平成12年度から実施する「生徒指導総合連携推進事業」への協力も行われているという³³⁾。

保護司の学校との連携については、高谷幸雄が「多くの元教員が保護司（北見地区保護司87人中元教員23人、約27%を占めている）となって活躍していることに加え、駐在保護司や保護司会事務局長が元学校長であったことから、学校の対応や教育委員会の対応等があらかじめ分かっていた」というケースを紹介している³⁴⁾。ただしこれは一部の地域に限った状況で、多くは地域の名士が保護司を承諾するという場合が多い。

その点、上岡靖之は、中学校側の保護司への対応として、「中学校と地域の協議会は自治会長のあいさつに始まり、校長や学年代表が順番に話をするだけで形式的に終わっている。学校側は何とかコンクールで何位になったという良い面だけを強調して、依然として問題を話そうとしない。—（中略）—。警察は事例のような犯罪予防は内部で評価されないために熱意に欠ける傾向がある」という状況を示した³⁵⁾。このような学校側の保護司への消極的な対応は大半の地域で見

名古屋市の少年犯罪に関する研究

られることである。

それでは名古屋市の保護司の活動はどのような状況であろうか。名古屋市の保護司の活動については愛知県更生保護協会・愛知県保護司会連合会『愛知県更生保護50年史—更生保護制度施行50周年記念—』にその歴史が記されている³⁶⁾。

昭和24(1949年)犯罪者予防更生法の制定実施により、少年保護観察所には同年4月「愛知県少年保護司連盟」が発足した。社会を明るくする運動は、昭和24(1949)年東京銀座の「銀座飲食業連盟」、「露店組合」の店主らが、「不幸な少年たちを救いましょう」とキャンペーンを実施、収益を財団法人司法保護協会に寄附したことに発端をもち、翌年7月1日から10日間、犯罪者予防更生法施行1周年を記念して法務省主唱で「強制保護キャンペーン」を展開することにつながり、地方でもこれを展開することとなったという。

現在、人口10万、世帯数44,000名のM区では、保護司定員51名だが、実定員48名である。事務所はM区役所総務課内に設けられている³⁷⁾。昭和27(1952)年に更生保護機構の改革が行なわれ、M区保護司会が結成され、M区役所総務課に事務局がおかれた。昭和63(1988)年に総務、犯罪予防、研修、協力組織、BBSの5部会が設置された。8月の区民まつりには、会場内で啓発用品のうちわ、絆創膏を配る。保護司会は、年4回の地域別定例研修と、矯正施設、更生母語法人施設慰問、M警察署で少年非行問題、暴力団と社会復帰、薬物事犯などの自主研修講演会を開催しているという。

M区保護司会平成16年度総会資料では、平成15年度保護司の学校に関係した活動について、5月「中学校との連携対策会議」、8月「社会を明るくする運動作文コンテスト選考」、9月「学校との連携についての研修会」、10月「社会を明るくする運動作文コンテスト表彰」、1月「中学校との連携対策会議」が記載されている。

そこで次にM区内の保護司へどのように非行少年に関与しているのかを聞き取り調査した。

M区役所での保護司インタビュー。平成17年2月15日。

どのように保護司を選ぶのか。

—学区でグループ分けをして、新しい保護司については均等に補充している。地域で活動に貢献されている方、時間のある方、自営業の方が就任する。保護司になると、日曜は保護司の仕事で飛ぶ。しかし1ヶ月31日誰も来ない場合もある。

どのように仕事を進めるのか。

—月2回対象者と面談する。非行少年に対しては、同じ目線、同じ人間として尊重する。相談しながら相手が打ち明ける、解きほぐすようにして信頼してもらえるようにする。謙虚になる。

どうして少年犯罪は起きるのか。

—Y1先生。家庭教育、学校教育、社会の問題。親に問題があるし、文部科学省も何かやるべき。しかし国が立ち上がらない。それに敗戦と同時に価値観がなくなる。教師、親を重んじること

がなくなった。戦前は親が「先生サマ」と呼んでいた。道徳の大前提がなくなった。おじいさん、おばあさんは家庭の中の教師。親を教育しなおすべき。

—Y2先生。立派な両親でも少年の下に妹が生まれ、変わる場合もある。母親が離婚し再婚した少年は原付バイクでどこかへ行きたいと行ってしまふ。小学1年から万引きひったくりを繰り返し、小学校での教育は効果がない。学校の先生は、彼にトワイライトスクールに入ってもらえないと言っていた。最近では1人っ子が多いうえに、地域のおじいさん、おばあさんが怒らない。また昔の先生は先生らしく、一本筋が入っていた。今はサラリーマン先生で、先生の層も薄い。昔は立派な家の子息が先生になった。

少年の就職先は土木、建築。本人のやる気の問題。人権問題もあり、保護司の仕事は個人プレー。観察所に出頭し、少年の状況が話と違い、がっかりすることがある。最近では仕事が増え、1人で6人と対象者が増えた。保護司になり16年が経つが、平成11年保護司会の活動が地域に進出し忙しくなる。

学校との連携について

—Y2先生。在学生については、校長、教頭が少年の情報を出してくれる。パトロールはM区、H地区で減少した。毎年T中学校で薬物乱用教室を行い、あいさつ運動については地区の係が年2回ずつ、校門の外で挨拶をする。祭りにも保護司が行っている。

Y2さんの活動記録によれば、9月「薬物乱用防止指導員指導講習会、学区交通安全決起大会、中学校体育大会」、10月「中学校薬物乱用防止教室、薬物専門講師養成講座」、11月「街頭活動、中学校合唱コンクール、巡回」、4月「中学校あいさつ運動」と学校へ赴く回数が多い。

穏やかに社会活動をしている2名の保護司にインタビューをしたが、区で38人の保護司がいるもののほとんどが推薦によって就任している。なり手がいないため、推薦されると断れないという実情がある。また保護司の仕事は、実費弁償方式でボランティア活動である。そのためボランティアとしての限界、非行少年が保護司との信頼関係を築くことができるかという問題もある。区役所内の保護司会事務局は連絡調整の場として、キャンペーン活動・勉強会の案内通知、資料作成、作文コンテストの賞状づくり、会計、物品購入、会長補佐の秘書など毎日のように会の調整を行なっている。しかし区役所の担当部署にはその業務に見合った予算が付いておらず、さまざまな制約がある。

M区 O保護司 平成17年3月3日。

Oさんのライフヒストリー

小さい頃戦争で父親を失いながら貧しさを逆手に様々な生きる工夫をしてきた。(意思×根気)の2乗で貧乏を苦に思ったことはないという。父を殺した敵国をやっつけるため花火で火薬をつくった。中学生のときから世界中の専門家に手紙を出し、図書館で論文を探した。東大で火

名古屋市の少年犯罪に関する研究

薬学の研究者に手紙を出し返事をもらうなど先生には恵まれたという。社会の第一線の研究者を父親と思い、相談に行った。高校卒業後は、昼間働き夜学生となった。大学の教官が自分の給料から小遣い5,000円をくれ、6講座の授業を受ける。4年研究したが、実験が危険、騒音のため昼は授業ができない、夜は守衛が寝れないという理由で続けるのが難しくなったという。また、新聞に「おもちゃロケット爆発—高校生が実験中に爆発」との記事が掲載された事故が所有する工場内で起きたこともある。学びには真剣さ、真剣に答えてくれる親が必要で、科学者の視点から相対性理論によって自分がどこに位置づけられるのかを考えるべきだという。やろうとする意思、継続していく意思が大事で、かっこ悪い・恥ずかしいでは行動力が鈍ると中学生に教えている。

どうして保護司の活動をしているのか。

—学校は予算の関係で、いじめ・不登校に何の手も打たない。身体障害者には予算を出す、学校が奨励したことになるからワルにはお金を出さない。自宅に5-10人の中学生を呼んで集めては何をしたいのか聞いた。学校の先生方は中学生がどういう状況なのか知りえない。ドッチボール、バドミントン、ダンスなどの場所を提供している。中学生はまじめに授業に出るといってはダサいと思っている。ツッパっていることによって存在価値があると。しかし九九、分数ができない子どももいる。日記を作って家族について書けるようにする。書くことによっていろいろなことが分かる。

保護司になるには

—48歳のとき、保護司になった。過去5年間違反のない人（身内も調べる）で自由時間がある人がなれる。身の潔白については、正しい上にも正しくが要求される。民政・児童委員には補助金が出るが、保護司は実費弁償方式だ。

今の教育の問題

—中学生に根気がない。それにスタート時点で間違ってしまう。お母さんが「宿題をきなさい」というのは間違いだ。予習する望みを持たせる教育をしてほしい。子どもは親の背中を見て育つ。我が家では21世紀に向かって5年ごと自分で目標を作った。15年計画でどういう準備をしていくといいのか子どもが分かるようになる。

学校との連携

—保護司による非行防止教室はM区12校が年1回開催している。保護司犯罪予防部で学校との対話を行なう。しかしついでこれない、やりたくない、忙しい保護司はやらなくていい。

学校評議員は5人いて、授業、運動会、文化祭を見学する。年に3回学校の教室に入り、20日以上学校を訪れる。自営業だからできる。教頭が家にやってくる。各校によって持っていく方が違う。S中学校は地域密着型。

道徳教育、法律教育は非行防止に役立つのか

—哲学は心を教えるもので目覚めさせる教育。学校の先生が当てにならないのが分かった。

行政の問題点は

—警察、学校は縦割り組織で、決められた仕事以上をしない。熱血先生、給料以上のボランティアの固まりという先生がいない。教員として授業をこなしていればいい。

保護司の活動について

—保護司はパソコンができない者もいるし、書類の多さは面倒。体育館に全校500数十人集め非行防止教室の企画をすると、金がかかる。講師のサッカー選手を呼ぶのに10数万かかった。行政は金がないから逃げる。ボランティアが苦しいと思ったらやめればいい。誰も見ていなくても人のためになることをやる。保護司になって15年たったから、今後はエネルギー問題、環境問題などで社会のために徳を積む。

このようにボランティアで少年達に様々な学ぶ場を提供している人の地道な努力が犯罪予防につながっている。

7 犯罪予防教育

犯罪予防教育は大きく分けて、学校における道德教育、生徒指導、犯罪予防教室、さらには学校外の意図的、無意図的な教育に分類できる。しかし押切久遠が述べるように、「非行に走らないため、エクソサイズのねらいとしては、たった一つの事件が、どれだけの人を巻き込み、どれだけの人生に影響を与えるかを多面的に理解することにある」³⁸⁾。

その点、文部科学省では、非行防止教室等の位置づけとして、子どもたちが「自分が地域の大人達から守られている」という実感を持ってもらうため、地域に開かれた学校を一層推進することの必要性、学校と家庭、地域のつながりを深める必要性を挙げている³⁹⁾。非行防止教室の最大の目的は、犯罪についての正しい理解（犯罪は悪いこと、犯罪を起こすと不利益になること）を得ることである。それではどれほど教室が開催されているのだろうか。

平成15年警察庁の調べによると非行防止教室の実施率は小学校21.6%、中学校39.8%、薬物乱用防止教室の実施率は小学校19.47%、中学校53.76%、高校64.8%である。学校の教育課程への位置付けとして、特別活動を中核として学校生活の充実向上を図る活動の中で展開し、関係機関の講師や地域の人々との交流など、体験的な学習を重要な活動方法の一つとする総合的な学習のなかで行うべきだと考えられている。それゆえ非行防止教育は、小学校—総合的な学習の時間、生活科、社会、道德、体育、特別活動、中学校—総合的な学習の時間、社会、道德、保健体育、特別活動、高校—総合的な学習の時間、社会（現代社会、倫理）、保健体育、特別活動で行うことが予想される。

法教育の立場でこのような非行防止教室の重要性を認識し、理論と実践を繰り返す研究会がある。筑波大学江口勇治教授、弁護士を中心とした法教育研究会である。

名古屋市の少年犯罪に関する研究

平成16年11月法教育研究会「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」によれば、司法関係機関による出前講義などを中心とした啓蒙活動の重要性について提案がなされている。

そこで、次に、名古屋を中心とした弁護士会の活動について紹介したい。

これまで名古屋市周辺では、平成5年から西三河支部管内内において「中学校の弁護士社会科一日教室」が実施されている⁴⁰⁾。秋にはほぼ十数校に弁護士各1名が、教壇にたつて、様々な授業を行っているという。平成11年から名古屋市教育委員会・名古屋市立小中学校校長会の協力を得て、中学校で複数の弁護士がチームになって授業も行った。また、平成15年7月、名古屋弁護士会による中高生を対象とする夏期の校外課外授業「サマースクール」が実施された。弁護士会として、学校との連携のなかでの法教育への支援に関する宣言もしている。しかし実施費用としては、平成15年中部弁護士会では「派遣弁護士1名につき1万円で、派遣弁護士の数にかかわらず上限を2万円」としている⁴¹⁾。

これに関して少年犯罪を手がける多田元弁護士（平成17年2月9日1:15～）へのインタビューでは、次のような少年犯罪への見解、法教育の是非について聞き取りを行うことができた。

現在の社会

—民主主義が弱くなっており、お任せ主義の社会となった。行政には文句を言うが、自分たちが暖かくてきれいであればよく、人のつながりが弱く、コミュニケーション能力に欠けている。

学校

—生徒をコントロールする、管理指導。学校はディス・コミュニケーションの世界。人を傷つけ、自分を傷つけ、自己肯定感を喪失する。自分の価値を見つけられるよう援助すべき。ニュージーランドでは平和的教育のプログラムを実践し、自主的に自分たちの問題を自分たちで解決し、自己肯定感を得ている。

法教育

—「あなた自身の社会—スウェーデンの中学教科書」は、子どもの社会参画、市民の立場として裁判所を教える。日本でも自分の権利を守るための法律を教えるべき。

非行

—子ども時代のエピソードの積み重ね。周囲と自分の空気を読み取れない子ども—自分で思いついたことをやる。ぶつかり、傷つき、非行に走る。親は教育的関心が高いが、ランクにだけ関心がある。心には関心をもっていない。子どもからすると返ってくる答えは分かっている。教育熱心なほど会話がな。ちゃぶ台が消えた。すれ違い。虐待する親は精神的に孤立している。誰かの助けを借りるのが恥ずかしいという。

大人の問題

—他の子との比較はマイナスに響く。ないことを探す、マイナス面しか見ない。「あるもの」を

探す一プラス面を見るべき。

犯罪予防

一意識的に子どもの自己肯定感を高める。法務省は、法律—他律的なもの—守るべきものというが、法律は本来、自律的なもの—自分を守るものだ。人間は社会とぶつかって摩擦するため、法律で取り締まり調整していく（刑事司法、少年法）。

以上のように多田弁護士は、裁判官の経験と弁護士として非行少年と関わるなかで法教育の意味を「自己肯定感」をキーワードに話を進めた。

それでは実際に名古屋市内ではどのような非行防止教室、法教育が実施されているのだろうか。

平成16年度名古屋市のある市立中学校の生徒指導集会（平成16年7月）には、警察署、学区保護司、少年補導委員、全校生徒約470人、教員27人が参加した。生徒会の生徒を中心とする劇上演（暴走族を断る勇気、喫煙）、保護司・少年補導員の仕事の紹介、警察官による夏休みの生活について注意（暴走族、喫煙、シンナー、出会い系サイト）を行ったという。参加生徒の感想は「軽い気持ちで非行に走ると、後で取り返しのつかないことになるから、悪いと思ったことは断らなければいけないと思った」など犯罪を否定する者が多かった⁴²⁾。

また、平成17年3月、保護司が中心となり、名古屋市立A中学校で犯罪予防教室が行なわれた。保護司、民生委員、校長、教頭、教諭、20数名の生徒で実施された。

保護司代表挨拶に始まり、保護司の役割、ビデオ（暴走族なんて入っちゃダメ）、ビデオを見ての感想、アンケートについて事例報告・討論会、校長挨拶で終わった。最後に校長が「どういう働きかけをすると友達が法に触れる方に行かないのかを考えて欲しい」「傍観者、悩んでいる人に対してどういう言葉がけをしたらいいのか」「地域の中で相談できる心配してくれるおじさん、おばさんを見つけて欲しい」と挨拶したが、非行少年に関わっている保護司の生の声を聞くより、教頭主導の授業になった感があった⁴³⁾。また突発的に犯罪予防教育を行うことへの教育的効果に対して成果を疑問視する者もいた。しかし保護司の主体的な取り組みが生徒に大きな影響を及ぼしたことは事実である。

これらのことから、中央官庁が学校との連携を盛んに訴えても、文部科学省が学習指導要領を改訂するなどの抜本的な取り組みをしない限り、なかなか非行防止教室さえ浸透しない状況が明らかである。

おわりに

以上のように、各機関への聞き取り調査、さらには関連機関の少年犯罪対策の最新の動向をまとめてきた。本研究の結果、次のことを結論付けることができる。

- 1 中央官庁の中では文部科学省が、法務省管轄下では保護観察所が保護司の役割を重視することで、少年犯罪に向けた対策を展開している。

名古屋市の少年犯罪に関する研究

- 2 警察庁をはじめ、愛知県警も取り締まり、逮捕、補導、通告、摘発などを各根拠法によって行っている。しかし、警察という機関の特殊性からか、少年犯罪防止対策の連携機関は一部の限られたものにすぎない。それでも近年非行少年の検挙だけが少年警察の職務ではないといういった開放的な雰囲気は出てきている。
- 3 相談機関は相応に実績を挙げている。
- 4 処遇施設に関しては各専門官が心理学のフィールドで非行少年に関わっている。しかし職務上の限界もあり、またこのような処遇施設に入所する少年は非行歴が多く、家庭背景も複雑な場合も多いので一般少年への犯罪防止活動には自分たちの経験はどこまで貢献できるのかは分からないという者もいる。
- 5 地域、学校の連携であるが、地域の奉仕活動などが非行防止に役立つことは再三論じられてきた。しかしマンションが多く新設されるようになり、従来の人間関係が崩壊し、顔を知らぬ者同士が壁一枚隔てて生活しているような状況にある。地域活動への関心も低くなり、地域で自営業を営む比較的裕福の者が保護司やその他役職にあたっている状況である。
- 6 学校では学習指導要領の枠にない少年犯罪防止に対して消極的な取り組みしかならない場合がある。しかし警察など他の公的機関による単発の防止教室には全校挙げて協力的な態度をとる場合がある。

保護司やボランティアが学校でそのような教室に取り組むには複雑な手続きが必要であり、すべての費用はボランティアの自弁となる。そのため保護司、ボランティアは負担の重さや少年への貢献を実感できないということになる。安全面、教諭の仕事が煩雑になる、生徒の関心との関係で学校は消極的になる場合が多いが、積極的な法教育の取り組みが始まりつつある現状にそぐわないでいる。そのため、社会科の学習指導要領で犯罪予防教育を取り込み、同時にそのような教師の養成に励むべきである。

- 7 本報告書は名古屋市の状況を調査しつつ、全国的な少年犯罪、防止への取り組みを紹介してきたが、名古屋市で最も取り組みが詳細で多方面にわたるのは名古屋市教育委員会であった。ただし、教育委員会は少年犯罪予防に積極的に関わるというわけではなく、国の次世代育成支援対策推進法施行に基づき、子どもの居場所作り、親教育の場を提供するため、市の関連機関と連携したとりくみを行っている。少年犯罪に対しては間接的な防止の取り組みが見られるのみであるが、今後大きな成果を上げると考えたい。

註

- 1) 少年非行防止法制に関する研究会「少年非行防止法制の在り方について（提言）」の報告書、平成16年12月、p.3。
- 2) 同上、p.9。
- 3) 警察庁生活安全局少年課「少年非行等の概要（平成16年上半期）」p.1。

- 4) 同上、p. 15。
- 5) 村松励「子どもの心と癒し」平成15年国立オリンピック記念青少年総合センター、p. 40
- 6) 平成16年7月22日13時名古屋少年鑑別所を訪問し、専門技官にインタビュー。
- 7) 平成16年7月21日10時愛知少年院を訪問し、法務教官にインタビュー。
- 8) 脇本雄一郎「日系人外国人少年の非行について」日本犯罪心理学会犯罪心理学研究第40巻特別号、平成15年2月、p. 110-111。
- 9) 平成17年1月28日に愛知県警少年課でインタビュー。
- 10) 平成16年7月15日に元中学校校長にインタビュー。
- 11) 上掲9)。
- 12) 愛知県警察本部「愛知県警治安回復アクションプラン～安全・安心・愛知AAA（トリプルAプラン）～」平成15年12月、p. 3。
- 13) 同上、p. 12。
- 14) 池田泰昭「第3章非行の前兆段階での対応、情報発信による非行抑止」愛知県少年育成推進調査研究委員会「少年問題調査研究結果報告書～21世紀を担う子どもたちのために～」平成14年。
- 15) 遊間千秋「警察の少年相談」『こころの科学』第102号、2002年3月、p. 95。
- 16) 平成14年愛知県少年問題調査研究結果報告書。
- 17) 市少年センターの相談員作成の平成15年度中の街頭補導事例。
- 18) 初等中等教育局長「学校と関係機関との行動連携に関する研究会平成15年—16年」平成15年6月2日、p. 40。
- 19) 全国都道府県教育長協議会第2部会「青少年の体験活動の推進方策について」平成15年3月、p. 33。
- 20) 朝倉一隆「広島県の問題行動への取り組みについて」平成14年4月、p. 32。
- 21) 警察庁「少年からのシグナル」、平成16年、p. 14。
- 22) 龍島英広「少年非行に関する地域連携について—「少年サポートチームという仕組み—」日本犯罪心理学会『犯罪心理学研究』第39巻特別号、平成13年2月、pp. 170-171。
- 23) 平成16年12月「少年非行防止法制の在り方について（提言）」少年非行防止法制に関する研究会の報告書、p. 22。
- 24) 平成15年内閣府政策統括官（総合企画調整）「青少年相談機関の連携に関する調査報告書」、p. 46。
- 25) 同上、p. 49。
- 26) 日本犯罪社会学会平成16年10月22日シンポジウム「少年非行研究の最前線—子どもを非行から守る家庭そして社会はどうあるべきか—」プログラム・報告資料集、松宮満「非行防止のために地域では何ができるか」
- 27) 法務省保護局・更生保護法人日本更生保護協会『図説更生保護 更生保護制度施行55周年記念』平成16年9月、p. 48。
- 28) 同上、p. 52。
- 29) 社団法人全国保護司連盟「ともに手をとって—学校と保護司との連携ブックレット—」平成15年3月、p. 8-9。
- 30) 水島佳奈恵「昭和50年代後半から続く保護司組織と学校との連携」『更生保護と犯罪予防』No. 139、2002年10月。
- 31) 同上、p. 11。
- 32) 同上、p. 13。
- 33) 同上、p. 14。
- 34) 高谷幸雄「不登校生徒（非保護観察対象者）の学校及び担任に対する働きかけ」『更生保護と犯罪予防』No. 139、2002年10月、p. 37。

名古屋市の少年犯罪に関する研究

- 35) 上岡靖之「事例から見た学校との連携の諸局面」『更生保護と犯罪予防』No. 139、2002年10月、p. 51。
- 36) 愛知県更生保護協会・愛知県保護司会連合会『愛知県更生保護50年史—更生保護制度施行50周年記念—』平成11年、pp. 38-39。
- 37) 同上、p. 76。
- 38) 押切久遠『非行予防エクソサイズ』図書文化社、2001年、p. 36-37。
- 39) <http://www.mext.go.jp>。
- 40) 第51回中部弁護士会連合会定期弁護士大会シンポジウム「子どもが学ぶ法の精神—新しい法教育への挑戦」資料、平成15年10月3日、p. 8。
- 41) 同上、p. 37。
- 42) 法務省法務局名古屋保護観察所から提供していただいた資料。
- 43) M区保護司主催の犯罪予防教室で、オブザーバーとして参加することを認めていただいた。

以上、様々な関連機関の方のご好意とご協力のもと、研究を進めることができた。また本研究は、平成16年度名古屋市立大学特別奨励研究費によるものである。